

令和4年9月市議会定例会 財 務 部 議案説明資料

目 次

【予算案件】

- | | | |
|---|-------------------------------------|-----|
| 1 | 令和4年9月補正 歳出予算（案）総括表…………… | 1 頁 |
| 2 | 財政調整基金の積立について…………… | 2 頁 |
| 3 | 減債基金の積立について…………… | 3 頁 |
| 4 | 本庁舎トイレ洋式化改修等事業について…………… | 4 頁 |
| 5 | 公用車駐車場整備事業について…………… | 5 頁 |
| 6 | 市営駐車場自動精算機キャッシュレス化対応事業
について…………… | 6 頁 |

【報告案件】

- | | | |
|---|--------------------------|-----|
| 7 | 健全化判断比率及び資金不足比率について…………… | 7 頁 |
|---|--------------------------|-----|

1 令和4年9月補正 歳出予算（案）総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分		補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 A + B
予算科目(款・項)				
財務部 合計		30,824,867	2,007,225	32,832,092
(款2) 総務費		2,722,741	2,007,225	4,729,966
	(項1) 総務管理費	1,048,746	1,976,332	3,025,078
	(項3) 徴税費	1,673,995	0	1,673,995
	(項9) 駐車場費	0	30,893	30,893
(款4) 衛生費		104,459	0	104,459
	(項2) 環境衛生費	104,459	0	104,459
(款7) 商工費		120	0	120
	(項1) 商工費	120	0	120
(款8) 土木費		6,412,224	0	6,412,224
	(項5) 都市計画費	6,412,224	0	6,412,224
(款12) 公債費		21,485,323	0	21,485,323
	(項1) 公債費	21,485,323	0	21,485,323
(款13) 予備費		100,000	0	100,000
	(項1) 予備費	100,000	0	100,000

【駐車場事業特別会計】

(単位：千円)

区分		補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 A + B
予算科目(款・項)				
駐車場事業特別会計 合計		300,510	30,893	331,403
(款1) 駐車場費		300,510	30,893	331,403
	(項1) 駐車場管理費	300,510	30,893	331,403

【財政調整基金費】

2 財政調整基金の積立について

[財政課]

(1) 補正額 500,000千円

(2) 補正の目的

地方財政法の規定に基づき、令和3年度の一般会計決算剰余金のうち、500,000千円を積み立てるもの。

(3) 財政調整基金の状況

(単位：千円)

令和3年度末 現在高 A	令和4年度			
	現計予算 積立額 B	現計予算 取崩額 C	9月補正 積立額 D	年度末現在高 見込み A+B-C+D
9,755,735	4,380	0	500,000	10,260,115

【減債基金費】

3 減債基金の積立について

[財政課]

(1) 補正額 1,300,000千円

(2) 補正の目的

地方財政法の規定に基づき、令和3年度の一般会計決算剰余金のうち、1,300,000千円を積み立てるもの。

(3) 減債基金の状況

(単位：千円)

令和3年度末 現在高 A	令和4年度			
	現計予算 積立額 B	現計予算 取崩額 C	9月補正 積立額 D	年度末現在高 見込み A+B-C+D
6,844,543	86,050	650,000	2,037,539	8,318,132

※Dの内訳：当課分 1,300,000千円
工業政策課分 737,539千円

【庁舎維持管理費】

4 本庁舎トイレ洋式化改修等事業について

[管財課]

(1) 補正額 18,601千円

〔 財源内訳 国庫支出金 18,601千円
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金) 〕

(2) 補正の目的

本庁舎における新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として、トイレでの飛沫による感染を防ぐため、和式トイレから蓋付き洋式トイレに改修するなど、設備の更新を行うもの。

併せて、女性用及び多目的用トイレに設置しているサンタリーボックスを非接触型のものに変更するとともに、一部の男性用トイレにおいて尿漏れパッド等をその場で廃棄できるよう、非接触型のサンタリーボックスを新設するもの。

(3) 事業内容

①本庁舎トイレ洋式化等改修費 17,600千円

【洋式化対象箇所】

- ・西館1階から8階までの男性用及び女性用トイレ 各1箇所
(計16箇所)

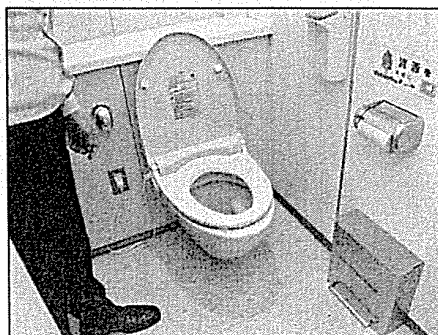
②非接触型サンタリーボックス購入費 1,001千円

【購入数】91個

- ・変更分(70個) …全フロアの女性用及び多目的用トイレ
- ・新設分(21個) …地下1階、地上1階から3階まで及び
議会棟6階から8階までの男性用トイレ

(4) 参考

サンタリーボックス設置イメージ



【庁舎維持管理費】

5 公用車駐車場整備事業について

[管財課]

(1) 補正額 157,731千円

〔 財源内訳 一般財源 157,731千円 〕

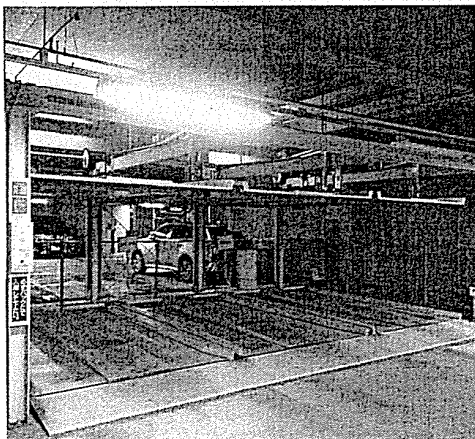
(2) 補正の目的

本庁舎の公用車地下駐車場に設置している二段式駐車設備は、設置から約30年経過し不具合が生じていること、また、車種によっては駐車しづらい場合もあることから、安全性や利便性を考慮し、この設備を撤去するもの。

設備の撤去に伴う駐車台数の減少に対応するため、富山市土地開発公社が先行取得した本庁舎東側駐車場用地の買い戻しを行い、新たな公用車駐車場として整備することで、駐車台数を確保するもの。

(3) 事業内容

内容	事業費	整備期間(予定)
①本庁舎東側駐車場用地購入	128,777千円	令和4年10月
②本庁舎東側公用車駐車場整備	16,854千円	令和4年10月～12月
③公用車地下駐車場二段式駐車設備撤去整備	12,100千円	令和5年 1月～ 3月



〔二段式駐車設備〕



〔所在地 富山市新桜町9番9 外4筆〕

〔面積 合計 650.04㎡〕

【駐車場事業特別会計・駐車場管理費】

6 市営駐車場自動精算機キャッシュレス化対応事業について

[管財課]

(1) 補正額 30,893千円

財源内訳 一般会計繰入金 30,893千円
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

(2) 補正の目的

市営駐車場の自動精算機について、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置や市民の利便性の向上を図るため、キャッシュレス化に対応した非接触型の自動精算機を設置するもの。

(3) 事業内容

自動精算機15台のうち、12台は自動精算機に専用の読取機を追加で設置し、残る3台は旧型の自動精算機であるため更新する。

【自動精算機の設置状況】

駐車場	機器種類	数量	設置場所
城址公園	出口精算機	1台	一般車両出口に1台
桜町	事前精算機	2台	CiCとの渡り廊下に1台 駐車場1階に1台
	出口精算機	1台	一般車両出口に1台
総曲輪	事前精算機	2台	駐車場1階に2台
	出口精算機	2台	一般車両出口に2台
富山駅北	事前精算機	3台	オーバード・ホール2階に2台(更新) 駐車場1階に1台
	出口精算機	4台	バス駐車場出口に1台(更新) 一般車両出口に3台

7 健全化判断比率及び資金不足比率について

[財 政 課]

(1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、平成19年6月に、それまでの地方財政再建促進特別措置法による財政再建制度に代わるものとして制定されました。

この法律では、地方公共団体に、毎年度、「実質赤字比率」等、4つの健全化判断比率及び資金不足比率を作成し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、公表することを義務付けています。

また、この健全化判断比率が「早期健全化基準」以上である場合は「財政健全化計画」の策定を、「財政再生基準」以上である場合は「財政再生計画」の策定を義務付ける等の措置を定めるとともに、資金不足比率が「経営健全化基準」以上である場合は「経営健全化計画」の策定を義務付ける等の措置を定めています。

◎富山市の早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準 (単位：%)

区分	健全化判断比率				資金不足 比 率
	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率	
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0	
財政再生基準	20.00	30.00	35.0		
経営健全化基準					20.0

※地方財政法の規定に基づき、実質公債費比率が「18.0%」以上となった場合、地方債発行の際に「協議制」から「許可制」に移行する。

(2) 健全化判断比率・資金不足比率算定における会計区分

会計区分		会計名		比率の対象範囲				
富山市	一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
		公債管理特別会計						
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計						
		まちなか診療所事業特別会計						
		牛岳温泉健康センター事業特別会計						
		軌道整備事業特別会計						
		賃貸住宅・店舗事業特別会計						
	公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		駐車場事業特別会計		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
				後期高齢者医療事業特別会計				
				介護保険事業特別会計				
				国民健康保険事業特別会計				
				競輪事業特別会計				
	公営企業会計	公営企業に係る特別会計 (地公企法を適用する事業又は地財令第46条の事業)	法適用企業	水道事業会計		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
				工業用水道事業会計				
				公共下水道事業会計				
				病院事業会計				
		法非適用企業	企業団地造成事業特別会計		資金不足比率			
			牛岳温泉スキー場事業特別会計					
			農業集落排水事業特別会計					
			公設地方卸売市場事業特別会計					
一部事務組合								
土地開発公社等								

(3) 健全化判断比率

ア. 実質赤字比率

一般会計等の歳出に対する歳入の不足額である実質赤字額を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模で除したものであり、赤字の程度を表す指標です。

本市の令和3年度決算では、一般会計等において赤字となっている会計は無く、この指標は該当しません。

イ. 連結実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額に、公営事業会計の実質赤字額を加えた額を、標準財政規模で除したものであり、当該自治体全体の赤字の程度を表す指標です。

本市の令和3年度決算では、全会計において赤字となっている会計は無く、この指標は該当しません。

ウ. 実質公債費比率

一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費（公営企業債元利償還に係る繰出金、一部事務組合等の起債の元利償還に係る補助金・負担金等）を、標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値で、公債費に係る財政負担の程度を表す指標です。

本市の令和3年度決算における実質公債費比率は、「7.5%」となり、早期健全化基準である「25.0%」を下回っています。

エ. 将来負担比率

一般会計等が負担することになっている地方債残高や退職手当負担見込額、PFI事業に基づく建設事業費などの支払予定額等の将来負担額を把握し、この将来負担額から負債の償還にあてることのできる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除したもので、ストックベースでの財政負担の程度を表す指標です。

本市の令和3年度決算における将来負担比率は、「104.8%」となり、早期健全化基準である「350.0%」を下回っています。

(4) 資金不足比率

一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する比率で表したものであり、公営企業における資金不足の程度を表す指標です。

本市の令和3年度決算における資金不足比率については、対象となる8会計のうち、資金不足額が発生している会計はありませんので、この指標は該当しません。

(5) 令和2年度との比較

区分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率	資金不足 比 率
令和3年度	—	—	7.5	104.8	— (いずれの会計も該当せず)
令和2年度	—	—	7.7	124.8	— (いずれの会計も該当せず)
早期健全化 基 準	11.25	16.25	25.0	350.0	20.0 (経営健全化基準)